

表2 各審査項目の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	提案が特に具体的で優れている	配点×1.00
B	提案が具体的で優れている	配点×0.75
C	提案が具体的ではあるが標準的である	配点×0.50
D	提案が具体的ではあるが標準を下回る	配点×0.25
E	提案が具体的ではない	配点×0.00

1. 価格評価点の算出方法

提案価格は、次の方法により得点化し、価格評価点とする。

- (1) 価格評価点は30点満点とする。
- (2) 下式により、提案者のうちの最低提案価格の提案者の提案価格に対する割合を用いて価格評価点として算出する。有効桁数は小数第二位、小数第三位は四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = \{ (\text{提案者のうちの最低提案価格}) / (\text{提案者の提案価格}) \} \times 30 \text{ 点}$$

第5 最優秀提案の選定

選定委員会は、「第4 2.提案書類等の審査」の規定に従い、算出した得点の合計得点が最も高い提案をした最優秀提案者と次に高い提案をした優秀提案者を選定し、本市に答申する。

第6 最優先提案者の決定

本市は、上記審査の結果により選定された最優秀提案者及び優秀提案者を決定し、最優秀提案者を契約の優先交渉権者として決定する。但し、最優秀提案者が事業契約を締結しない場合は、本市は次点提案を行った優秀提案者と事業契約の交渉及び締結の手続きを行う。

提出された製品提案書を審査した結果、いずれの提案も別添資料「資料1 発注仕様書」で示した仕様等を満たしていないと判断した場合は、優先交渉権者の決定を行わない場合がある。